別表第九号（第65条第２項関係）

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

１　業務を確実に実施することができる体制

２　業務に従事する者の実務経験等

注１　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第１項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

注２　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注３　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別別表第九号の二及び別表第九号の三を削る。

別表第十号を次のように改める。

別表第十号（第65条第２項関係）

基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用

区分		金額	備考
		千円	
演奏所の機械設備	（記載例） 演奏装置 撮像装置 調整装置 電源装置 その他の設備 計		
土地	演奏所 事務所等 計		
建物	演奏所 事務所等 計		
その他	事務所設備 道路分担金 電力引込負担金 ＳＴリンク 工事雑費等 計		
合計			

注１　備考の欄の記載は、次によること。

ア　土地、建物等を借用する場合は、その旨及び１年分の借料を記載すること。

イ　土地又は建物の規模等を「畑土地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。

注２　演奏所、土地若しくは建物の購入又は借用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書等その確実性を証明する書類を添付すること。

別表第十号の二から別表第十号の十までを削る。

別表第十一号から別表第十八号までを次のように改める。

別表第十一号（第71条第１項関係）

基幹放送の業務認定証

認定の年月日	
認定の番号	
業務を行う者の氏名又は名称	
基幹放送の種類	
電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称	
放送対象地域	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置	
基幹放送に係る周波数	
放送事項	
備考	

年　月　日　　総務大臣　印

長辺　　短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

別表第十二号（第73条第１項関係）

基幹放送の業務開始届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

基幹放送の業務の開始について、放送法第95条第１項の規定により届け出ます。

認定の番号	
認定の年月日	
業務開始の期日	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。